

平成22年1月22日

経済産業大臣  
直島正行様

社団法人 北海道消費者協会  
会長 橋本智子

「太陽光発電の余剰電力新買取制度」の改善に係わる要請

拝啓 新春を迎え益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。

平成21年7月8日の「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー減量の有効な促進に関する法律」が公布され、同年11月1日から「太陽光発電の新たな買取制度（以下、固定価格買取制度）」が施行されました。

本制度は、エネルギーの安全保証や地球温暖化対策、更には、経済危機対策を考慮した制度とされており、その趣旨は理解できますが、制度内容の問題点について、道民から不満の声が寄せられています。

つきましては、下記の項目について要請致しますので、ご対応下さるよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 本固定価格買取制度で、余剰電力の固定価格買取に要した費用は、電気を利用する国民全員で負担する「全員参加型」としている。  
しかし、買取対象が増加するほど電気料金は値上げされ、低所得者の生活を圧迫することが予想される。  
従って、余剰電力の買取費用は国の施策として国が負担する制度とすべきであり、太陽光発電システム未設置の消費者にまで一方的に負担転嫁するのは好ましくはない。
2. 余剰電力の固定価格買取制度の買取期間は、初期コストの回収期間を根拠として10年間に限定している。  
しかし、初期コストの回収期間は、地域の日照時間及び各自治体の補助金の違い等で大きく影響され、必ずしも10年間で初期コストを回収できるとは限らない。  
従って、これらの条件を考慮し、買取額や期間を見直すべきである。

平成22年1月22日

資源エネルギー庁  
長官 石田 徹 様

社団法人 北海道消費者協会  
会長 橋本 智子

「太陽光発電の余剰電力新買取制度」の改善に係わる要請

拝啓 新春を迎え益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。

平成21年7月8日の「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー減量の有効な促進に関する法律」が公布され、同年11月1日から「太陽光発電の新たな買取制度（以下、固定価格買取制度）」が施行されました。

本制度は、エネルギーの安全保証や地球温暖化対策、更には、経済危機対策を考慮した制度とされており、その趣旨は理解できますが、制度内容の問題点について、道民から不満の声が寄せられています。

つきましては、下記の項目について要請致しますので、ご対応下さるよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 本固定価格買取制度で、余剰電力の固定価格買取に要した費用は、電気を利用する国民全員で負担する「全員参加型」としている。  
しかし、買取対象が増加するほど電気料金は値上げされ、低所得者の生活を圧迫することが予想される。  
従って、余剰電力の買取費用は国の施策として国が負担する制度とすべきであり、太陽光発電システム未設置の消費者にまで一方的に負担転嫁するのは好ましくはない。
2. 余剰電力の固定価格買取制度の買取期間は、初期コストの回収期間を根拠として10年間に限定している。  
しかし、初期コストの回収期間は、地域の日照時間及び各自治体の補助金の違い等で大きく影響され、必ずしも10年間で初期コストを回収できるとは限らない。  
従って、これらの条件を考慮し、買取額や期間を見直すべきである。